

I 計画検討の進め方

1 計画検討にあたって

計画検討にあたっては、「検討を開始する目的・基本的スタンス」、「参加型プロセスの積極的導入」、「県民の理解と協力」、「公正性の確保」、「予断なき検討」を基本姿勢として掲げ、これに基づき検討の進め方や検討体制等を定めた「沖縄鉄軌道の計画検討プロセスと体制のあり方（平成27年1月）」を策定しました。

2 計画案策定プロセスの導入

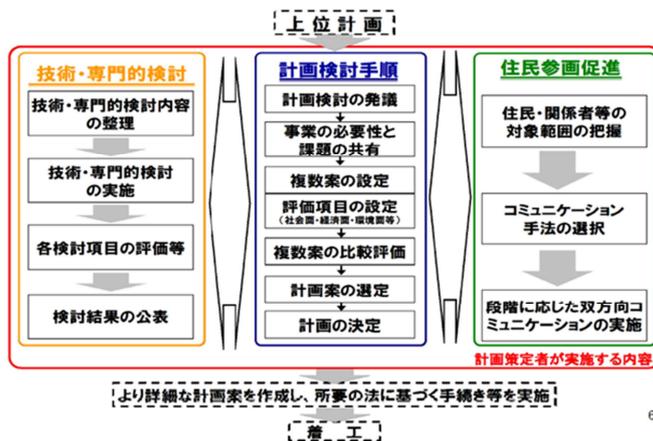
「沖縄鉄軌道の計画検討プロセスと体制のあり方（平成27年1月）」の検討に先立ち、「計画を策定するねらい」、「検討の対象及び内容」を明確化し、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（H20/国土交通省）」に準じた計画案策定プロセスを導入し、

- ・ 計画検討プロセス（検討手順及び各ステップにおける検討事項）
- ・ 検討体制（委員会等）
- ・ コミュニケーション計画（各ステップにおけるコミュニケーション方法等）
- ・ 計画検討プロセスの運営のあり方（運営方法及び各ステップの評価方法等）

を定めるとともに、県民等から寄せられた意見等も踏まえ、

- ・ 各委員会の専門分野及び委員選定の考え方
- ・ コミュニケーションの具体的な内容

についても、明確化しました。



「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20/国土交通省)」のポイント

- ・ 計画検討手順に沿って段階的に検討
- ・ 検討に必要な技術専門的情報と市民等ニーズを計画検討に反映

3 検討プロセス

3-1 県計画案を策定するねらい

- ・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を着実に実施していくための総合的な交通体系のビジョンを示した、「沖縄県総合交通体系基本計画」において、県土の均衡ある発展を支える利便性の高い公共交通ネットワークの構築が位置づけられている。
- ・同計画を踏まえ、県では、南北骨格軸として広域移動を支え、那覇一名間を1時間で結ぶ鉄道の導入に向けて取り組んでいるところである。
- ・鉄道の計画案検討にあたっては、県民等の多様なニーズを把握しながら、県民や地域と連携してまちづくりと一体的に検討を進める必要がある。
- ・このため、県民と情報共有を図りながらまちづくり及び県土構造の再編の方向性を定め、沖縄鉄道導入に向けた県計画案策定に向け取り組むものとする。

3-2 県の基本方針(進め方に関する基本姿勢)

計画検討にあたっては、透明性、客観性、合理性、公正性を確保し、県民等の理解と協力を得ながら、幅広い視点で検討を行うことを進め方に関する基本姿勢として掲げ取組を進めた。

検討を開始する目的・基本的スタンス

県は、

- ・県土の均衡ある発展
- ・高齢者を含めた県民及び観光客の移動利便性向上
- ・中南部都市圏の交通渋滞緩和
- ・世界水準の観光リゾート地の形成
- ・駐留軍用地跡地の活性化
- ・低炭素社会の実現などを図る観点から、

「本島を南北に縦断し那覇一名護間を1時間以内で結ぶ鉄道の導入」について取り組む。

参加型プロセスの積極的導入

鉄道の計画案策定に向けた取組においては、県民等と十分な情報共有を行う県民参加型プロセスを導入する。

県民の理解と協力

鉄道は、本県の振興を図る上で重要なインフラであり、鉄道導入による振興の方向性について、県民の理解と協力を得ながら検討を行う。

公正性の確保

県は、システムやルート選定等計画内容について、特定の立場に偏らず公正性を確保する。

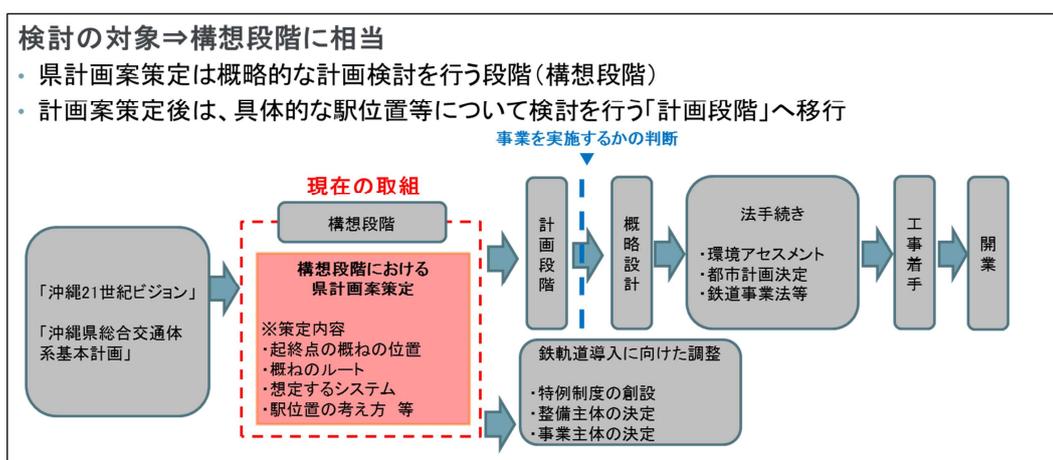
予断なき検討

比較案について整備しない代替案も含め予断無く検討を行う。

3-3 検討の対象

本計画検討は、概ねのルート(経由市町村レベル)などの概略計画について検討を行う構想段階に該当する。

このため、どこを通るのか、どの場所に駅を設置するのかといった具体的な整備計画については、構想段階の次の計画段階において、現場の状況などを踏まえ、詳細に検討されることになり、計画段階では、整備計画の検討と併せて、同計画に基づく費用便益分析などについて詳細に検討を行い、事業実施の可否などを判断することになる。



※なお、財源及び整備主体については、別途国において特例制度について検討がなされることから、本検討対象には含めないものとした。

3-4 計画策定内容

構想段階における本検討においては、以下を策定事項とした。

【計画種別】：概略計画

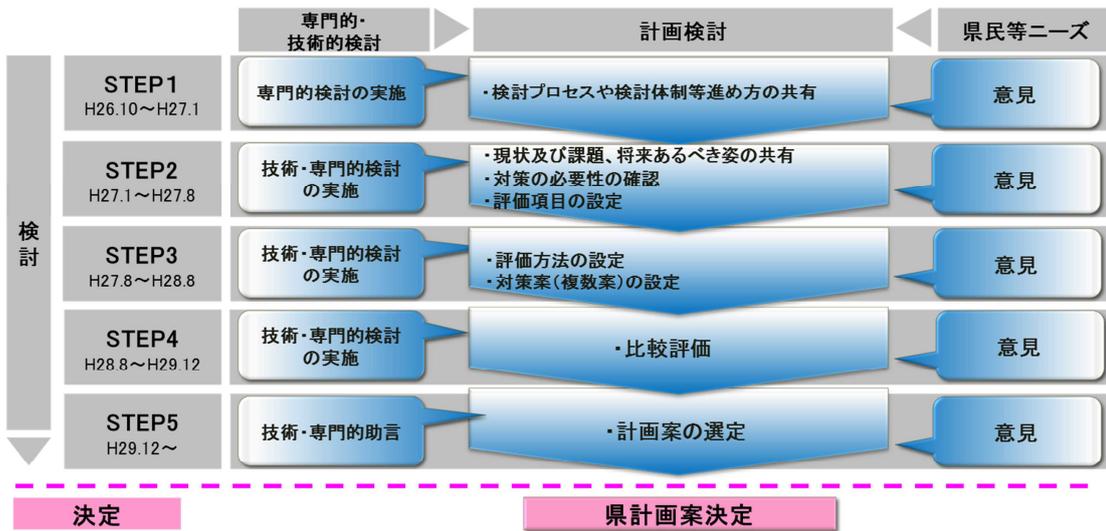
【計画策定事項】

1. 鉄軌道整備計画
 - ・ 起終点の概ねの位置 (市町村、施設)
 - ・ 概ねのルート
 - ・ 想定するシステム
 - ・ 概ねの駅位置の考え方 (市町村)
 - ・ 主な構造 (平面、高架、地下等)
2. フィーダー交通ネットワークのあり方
3. 沿線市町村等の役割
 - ・ 駅を考慮したまちづくり計画の検討
 - ・ 自動車交通から公共交通転換への取組実施

3-5 計画検討プロセス

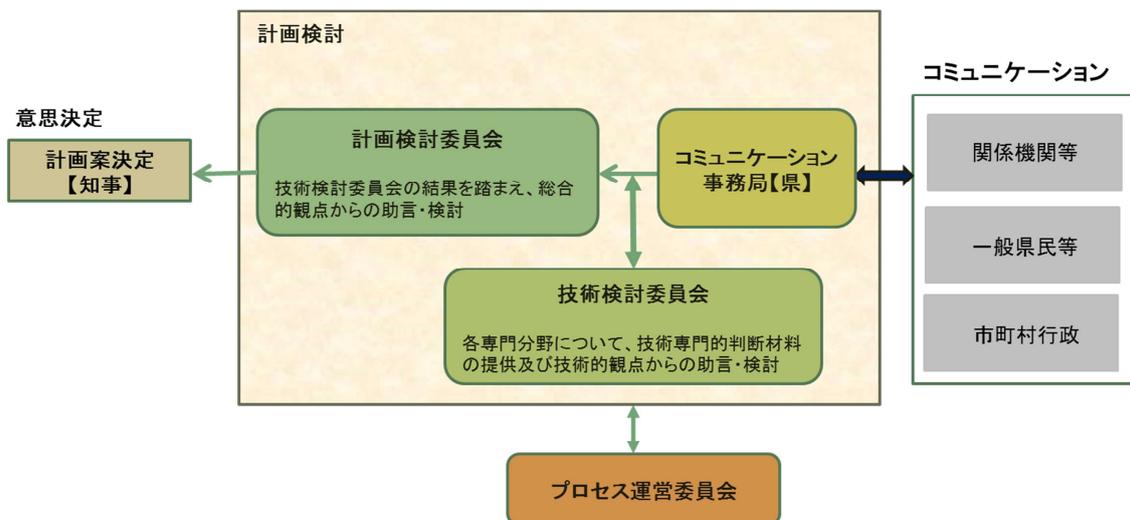
3-5-1 検討プロセス

県計画案の検討にあたっては、透明性、客観性、合理性、公正性を確保し、県民等の理解と協力を得ながら、幅広い視点で検討を行っていくことを進め方に関する基本姿勢として掲げ、5つのステップに分けて、段階毎に県民等と情報共有を図りながら検討を進めるプロセスを導入した。



3-5-2 検討体制

技術・専門的検討を行う計画及び技術検討委員会と、計画検討及びコミュニケーション活動の検討プロセス全体が適切に実施されるよう運営・管理を行うプロセス運営委員会の3つの委員会を設置し、県民等の参画促進のためのコミュニケーション事務局を県が担った。



沖縄鉄軌道計画検討委員会の構成

分野	委員選定の考え方
交通政策・国土計画	沖縄県の交通政策や鉄道等を含めた国土計画、交通政策について専門的知識、知見を有する者であり、国の国土計画・交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者
まちづくり	沖縄県のまちづくり及び都市計画について専門的知識、知見を有する者であり、本県の都市計画や土地利用計画等に関わる審議会等の委員の経験を有する者
観光	国内外からの視点に立った観光についての専門的知識、知見を有する者であり、かつ本県の観光についても知見を有し、国の観光政策等に係る審議会等の委員の経験を有する者
経済	本県の経済に専門的知識、知見を有する者であり、本県の沖縄振興等に関わる審議会等の委員の経験を有する者
プロセス運営委員会代表者	検討プロセスについて、監視、助言等行う観点から、プロセス運営委員会委員の代表者が参加
技術検討委員会代表者	鉄軌道の事業性が重要となることから、鉄道計画を専門とする技術検討委員会委員の代表者が参加

沖縄鉄軌道技術検討委員会の構成

分野	委員選定の考え方
交通政策・国土計画	国土計画・交通計画、需要予測手法や費用便益効果計測等に関して専門的知識、知見を有する者であり、国の交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者
システム	鉄道等システムの機能や特性等について専門的知識、知見を有する者で、国の交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者又は国等の研究機関に属する者
鉄道計画	鉄道計画等について専門的知識、知見等を有する者であり、国の交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者又は国等の研究機関に属する者
地盤工学	本県の地盤・地質について専門的知識、知見を有する者であり、本県の地下構造物等の整備に係る技術検討委員会の委員の経験を有する者
土木構造	土木構造について専門的知識、知見を有する者であり、本県の橋梁等の整備に係る技術検討委員会の委員の経験を有する者
まちづくり・景観	景観形成を含めた沖縄県のまちづくりや都市計画について専門的知識、知見を有する者であり、本県の景観まちづくり計画や景観形成に係る委員会等の委員の経験を有する者
騒音・振動	鉄道に関する環境騒音・振動等全般に関して専門的知識、知見を有する者であり、国等の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者
地下水	沖縄の地下水脈について専門的知識、知見を有する者であり、本県の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者
動物学	沖縄の自然環境（動物）に関して専門的知識、知見を有する者で、県内の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者
植物学	沖縄の自然環境（植物）に関して専門的知識、知見を有する者で、県内の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者

沖縄鉄軌道プロセス運営委員会の構成

分野	委員選定の考え方
規範	沖縄弁護士会からの推薦
行政手続	行政手続に係る法制度や地域の情報公開条例等に関して専門的知識、知見を有する者
合意形成論	合意形成の理論、実践に関して専門的知識、知見を有する者

※沖縄鉄軌道計画案策定プロセス検討委員会から移行

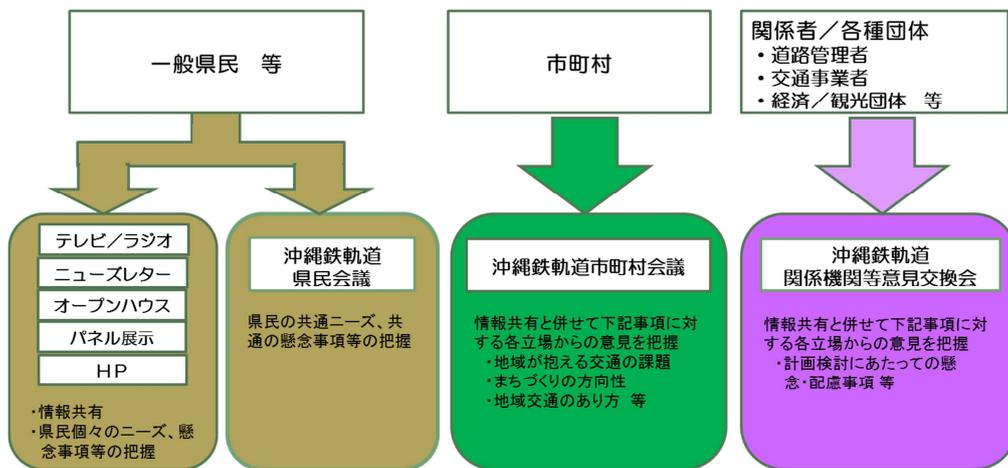
3-5-3 県民等とのコミュニケーション活動（情報共有）

計画検討にあたっては、各ステップの検討内容に応じ、確認すべき又はニーズ等把握すべき事項等をあらかじめ設定し、これを基本にコミュニケーション活動を実施した。

STEP	確認事項	提供予定情報	ニーズ等把握すべき事項	コミュニケーション方法
1	・検討プロセスや検討体制等の進め方の共有	・検討の必要性 ・検討の進め方等	・プロセス案への意見、ニーズ	・ニュースレター、オープンハウス ・ホームページ、行政説明会
2	・現状及び課題、将来あるべき姿の共有 ・対策の必要性の確認 ・対策案の比較評価項目	・現状及び課題 ・沖縄の将来ビジョン ・県土構造の再編の方向性案 ・将来ビジョン実現に向けた対策の必要性の有無 ・対策案の比較評価に必要な評価項目案	・県土構造再編の方向性に対する意見 ・対策の必要性の有無 ・評価軸、指標に対する意見	・テレビやラジオ等、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議※ ※県民代表や市民団体の代表、交通事業者等で構成
3	・対策案の設定 ・評価方法について	・対策案及びその考え方 ・対策案検討に必要な基本的情報 ・評価方法について	・対策案への意見及びニーズ ・対策案への提案	・テレビやラジオ等、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議
4	・比較評価	・比較評価案 ・比較評価方法	・比較評価への意見	・テレビやラジオ等、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議
5	計画案の選定	・案選定方法	・選定方法に対する意見 ・選定方法の考え方	・テレビやラジオ等、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議

手法	内容
テレビ・ラジオ等	・県の広報番組や広報紙等を活用するとともに、マスコミへ積極的に情報提供を行い、様々な媒体を通じた広報、周知に努める。
ニュースレター	・各ステップにおける検討内容等や検討の結果を県民にわかりやくニュースレターとしてとりまとめ、意見募集期間及び各ステップ終了時に、全戸配布を行う。
オープンハウス (パネル展示)	・各ステップにおける検討内容等をパネルに県民にわかりやすくとりまとめ、各ステップの意見募集期間中に県内各地域(市町村役場や商業施設等)においてパネル展示を実施する。(1カ所あたり5日程度を想定) ・また、各ステップの意見募集期間中に、沖縄本島北中南部、宮古、石垣において、説明員(職員)を配置したオープンハウスを実施し、県民と直接対話しながら説明を行う。
ホームページ	・計画検討の期間全体を通じて各種委員会の委員会での検討内容やパネル展示等に関する情報を提供する。
県民会議	・県民や市民の代表者、交通事業者等で構成する会議を設置し、ステップ2以降、ステップ毎に開催し情報共有を図る。
市町村との情報共有のための会議	・関係市町村行政の担当課長等で構成する会議を設置し、ステップ2以降、ステップ毎に開催し情報共有を図る。

具体的には、「一般県民等」、「市町村」、「関係者／各種団体」の対象者別に、コミュニケーション活動を実施した。



【県民会議】

設置趣旨：沖繩鉄軌道計画案検討にあたり、県民共通のニーズ等を把握することを目的に、県民間の意見交換の場として設置。

開催方法：グループ討議形式（1グループ6～8人）

進行にあたっては、中立的な立場で参加者の状況を見ながら円滑な議論が図れるよう調整を行うファシリテーターを活用した。

参加者：47人

【市町村会議】

設置趣旨：沖繩鉄軌道計画案検討にあたり、市町村との情報共有を図ることを目的に、まちづくりの方向性等含めた意見交換を行う場として設置。

構成：まちづくりの方向性等を含めた意見交換を行うことから、本島26市町村を対象参加者は担当課長

【関係機関等意見交換会】

設置趣旨：沖縄鉄軌道計画案検討において、関係機関等との情報共有を図ることを目的に、意見交換を行う場を設置する。

構成：道路管理者、交通事業者、経済・観光団体等、鉄軌道計画案検討にあたり、意見を把握する必要がある関係者で構成。

<p>【行政機関】：6機関</p> <ul style="list-style-type: none">・沖縄県土木建築部 道路街路課長 道路管理課長 都市計画・モノレール課長・環境部 環境政策課長・沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課長・沖縄県企画部 交通政策課長	<p>【交通事業者】：4団体</p> <ul style="list-style-type: none">・沖縄県バス協会（会長）・沖縄都市モノレール㈱（社長）・沖縄県ハイヤー・タクシー協会（会長）・沖縄県レンタカー協会（会長）
	<p>【経済・観光団体】：2団体</p> <ul style="list-style-type: none">・沖縄県商工会議所連合会（会長）・沖縄観光コンベンションビューロー（会長）
	<p>【生活・交通弱者】：2団体</p> <ul style="list-style-type: none">・沖縄県婦人連合会（会長）・NPO法人バリアフリーネットワーク会議（理事長）
	<p>【市民団体】：3団体</p> <ul style="list-style-type: none">・一般社団法人トラムで未来をつくる会（代表理事）・NPO法人しまづくりネット（理事長）・環金武湾地球温暖化対策地域協議会（会長）

※市民団体の選定方法

募集及び選定方法：一般公募を行い、書類審査にて選定。

応募要件：公共交通システム導入又は過度な自動車依存社会からの脱却に向けた具体的な検討・取組を行っており、1年以上の活動実績を有している団体。

3-5-4 計画検討プロセスの運営

プロセスの運営のあり方については、以下のとおり定め、各ステップの評価の視点及び評価方法に基づき、次のステップへ移行することが適切かについて評価・確認しながら検討を進めた。

【計画検討プロセスの運営方法】

- 1 検討ステップの開始・終了の判断は計画検討主体である県が行う。
- 2 プロセス運営委員会は、各ステップの検討事項が適切に情報共有されたかについて評価を行うとともに、次のステップの検討事項の確認を行う。
- 3 計画検討主体である県は、プロセス運営委員会の助言及び評価を踏まえて、各ステップの開始・終了を判断し、遅滞なく公表する。

【計画検討プロセスの評価の視点及び評価方法】

	評価の視点	具体的内容
1	情報の提供方法は適切であったか (情報提供)	・各ステップの検討内容に応じた情報提供手法が適切に行われているか評価します。 ・各ステップの検討の内容、検討過程及び検討結果についての情報が開示されているか評価します。
2	提供した情報が周知されたか (周知)	・コミュニケーション活動への県民の参加状況、提供した情報の認知度及び理解度を把握し、提供した情報が周知されたか評価します。
3	県民等との対話が適切に図られたか (対話)	・説明会等を通して、県民等との対話が図られたか評価します。
4	幅広く意見を収集し、それらへの対応を示しているか。 (対応)	・寄せられた意見及び県民等との対話により多様な意見を把握できたか評価します。 ・あわせて、寄せられた意見について「対応が示されているか」について評価します。